キア共和国の法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスロバキア共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びスロバキア共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条　第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章　スロバキアの給付に関する規定

第十八条　保険期間の通算

スロバキア共和国の実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、スロバキア共和国の法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、スロバキア共和国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間についても考慮する。

第十九条　給付の計算

1　スロバキア共和国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件が前条の規定を適用せずとも満たされる場合には、スロバキア共和国の実施機関は、スロバキア共和国の法令による保険期間のみに基づいて給付を決定する。

2　スロバキア共和国の法令による給付を受ける権利が前条の規定を適用することによってのみ取得される場合には、スロバキア共和国の実施機関は、

(a)　全ての保険期間がスロバキア共和国の法令による保険期間のみであるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b)　(a)の規定に従って計算された理論上の額に基づいて、(a)に規定する全ての保険期間に対するスロバキア共和国の法令による保険期間の比率を適用することにより、支払われる給付の額を決定する。

3　スロバキア共和国の実施機関は、給付の額の計算のために、スロバキア共和国の法令による保険期間における収入のみを考慮する。

4　スロバキア共和国の実施機関がスロバキア共和国の法令により取得された保険期間についてのみ給付の額を計算することができる場合には、2の規定は、適用しない。

第二十条　特別規定

障害の発生の時点において二十六歳未満の被扶養者又は博士課程の正規の学生であった者であって、保険期間を取得するための労働を行うことを要することなく障害に関する請求権が確立されるものは、当該者がスロバキア共和国の領域内に永住していることを条件として、スロバキア共和国の法令による障害給付を受ける資格を確立することができる。

第四部　雑則

第二十一条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十二条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該他方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって、1に規定する情報以外のもの（当該一方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該一方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十三条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条　使用言語

1　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、スロバキア語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定又はこの協定が適用される法令の適用上必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができる。その連絡は、日本語、スロバキア語又は英語により行うことができる。